

## 秋田県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録要綱

### 1 目的

この要綱は、秋田県介護支援専門員実務研修（以下「実務研修」という。）における「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」に関する実習受入協力事業所（以下「協力事業所」という。）の登録について、その取り扱いを定めるものとする。

### 2 協力事業所の要件

協力事業所は、次の(1)及び(2)を満たすものとする。

- (1) 主任介護支援専門員が在籍しており、実習指導者として従事できる体制を確保している居宅介護支援事業所であること。なお、実習指導者としては、十分な経験と指導実績のある主任介護支援専門員を想定している。
- (2) 県又は市町村が実施する指導監督において、登録申請書（様式第1号）の提出日前5年以内に介護保険法における勧告・命令等の行政上の措置を受けたことがないこと。

### 3 協力事業所の責務

協力事業所は、事業所全体として適切な実習環境を整えられるよう取り組むこと。また、研修実施機関から実務研修受講生の実習受け入れの依頼があった場合、原則として受け入れを承諾すること。

### 4 登録の申請

登録を希望する事業所は、登録申請書（様式第1号）を県に提出するものとする。

### 5 登録の承認

県は、登録を希望する事業所から申請を受けたときは、第2項に規定する要件を確認し、その結果を登録承認（不承認）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

### 6 登録の変更

協力事業所は、承認を受けた内容に変更が生じたときは、速やかに変更届出書（様式第3号）を県に提出するものとする。

### 7 登録の取り下げ

協力事業所は、承認を受けた登録の要件を満たすことができなくなったときは、速やかに登録取下届（様式第4号）を県に提出するものとする。

### 8 登録の取り消し

県は、協力事業所が次のいずれかに該当すると判断したときは、登録を遡及して取り消すことができるものとする。この場合、県は、登録取消通知書（様式第5号）により当

該事業所に通知するものとする。

- (1) 申請内容に虚偽があったとき
- (2) 協力事業所としての要件を満たさないことが判明したとき
- (3) 正当な理由なく実務研修受講生の受け入れを拒否したとき

## 9 実習実施規程

実務研修の実習に係る詳細は実施規程として別に定める。

## 10 実習協定書

協力事業所の長と研修実施機関が締結する実習協定書は別に定める。

## 11 その他

- (1) 登録の有効期限は設けないこととし、協力事業所は、登録の取り下げ又は取消がない限り、登録が継続されるものとする。なお、加算算定事業所にあつては、報酬算定上必要な届出は別途行うこと。
- (2) 協力事業所は、研修実施機関から実務研修受講生の実習受け入れの依頼がない場合でも、実習受け入れのための協力体制を整備しているものとして特定事業所加算の算定要件を満たす扱いとなる。
- (3) 実際に指導に当たった者は、秋田県主任介護支援専門員更新研修の受講者要件に該当するものとする。
- (4) その他必要な事項については、別に定めるものとする。

## 附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

この要綱を一部改正し、平成30年4月6日から適用するものとする。

この要綱を一部改正し、令和元年12月3日から適用するものとする。

この要綱を一部改正し、令和6年3月28日から適用するものとする。